

第 1 回検討会指摘事項について

| | 頁 |
|---|----|
| ○試験会場の運営に必要な人員について | 1 |
| ○試験委員の任期について | 2 |
| ○他会計からの繰り入れ等の状況について | 3 |
| ○公益財団・一般財団法人への移行申請の 状況について | 4 |
| ○採点除外等の取扱いをした問題の状況について | 5 |
| ○手数料の収支内訳について | 6 |
| ○指定試験機関・指定登録機関事業の統合等 についての各指定法人の意見 | 10 |

試験会場の運営に必要な人員について

(23年度実績ベース)

(単位:人)

| | 試験会場数 | 合計 | | | 試験会場総括者 | | | 会場本部員 | | | 監督主任者 | | | 監督員 | | | その他人員 | | | | |
|-----------------|-------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|------|-------------------------------------|
| | | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 常勤 | 非常勤 | 派遣等 | 業務内容 | |
| 臨床工学技士 | 4カ所 | 128 | 19 | 0 | 109 | 4 | | | 15 | | | | | 24 | | | 85 | | | | |
| 義肢装具士 | 1カ所 | 6 | 6 | 0 | 0 | 1 | | | | | | 1 | | | 4 | | | | | | |
| 歯科衛生士 | 10カ所 | 353 | 5 | 5 | 343 | | 1 | 10 | 5 | 4 | 26 | | | | 65 | | | | | 4 | 警備及び交通整理 |
| 救急救命士 | 5カ所 | 179 | 9 | 1 | 169 | 9 | 1 | | | | 6 | | | 40 | | | 123 | | | | |
| 言語聴覚士 | 7カ所 | 287 | 0 | 0 | 287 | | | 7 | | | 14 | | | 56 | | | 121 | | | 89 | 会場設営・撤収 |
| あん摩マッサージ師 指圧 | 53カ所 | 323 | 0 | 0 | 323 | | | 52 | | | 6 | | | 78 | | | 98 | | | 89 | 実施員 会場(盲学校)の 設営、環境保全 協力 |
| はり師、きゅう師 | 57カ所 | 509 | 0 | 0 | 509 | | | 57 | | | 17 | | | 126 | | | 226 | | | 83 | 専門員 DAISY機器の消 去作業及び付帯 する業務 |
| 柔道整復師 | 12カ所 | 479 | 0 | 0 | 479 | | | 12 | | | 45 | | | 101 | | | 321 | | | | |

試験委員の任期について

| | 任期 | 再任限度 | | 根拠条文 | |
|------------------|----|------|-----|--|--|
| | | | | 任 期 | 再 任 |
| 臨床工学技士 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規定第26条、試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする | 内規による |
| 義肢装具士 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程 第26条3項 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 義肢装具士試験委員の選出方法(細則)による。 |
| 歯科衛生士 | 2年 | - | - | 試験事務規定 26条 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 上限の定めなし。 |
| 救急救命士 | 2年 | 5回 | 10年 | 救急救命士試験事務規程第26条 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。(ただし、委員長、副委員長、幹事、副幹事、専門科目担当委員を除く) |
| 言語聴覚士 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程第26条 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。 |
| あん摩マッサージ師 指 圧 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程第25条第3項試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。 |
| はり師 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程第25条第3項試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。 |
| きゅう師 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程第25条第3項試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。 |
| 柔道整復師 | 2年 | 4回 | 8年 | 試験事務規程 第26条第3項 試験委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。 | 内規による。 原則として連続4期(8年)を限度として、2期ごとに3分の1程度を入れ替え選任 |

他会計からの繰り入れ等の状況について

| | 試験・登録会計(事業費)からの繰り出し等 (※は経常外) | | | | |
|---------------|------------------------------|--------------------|-------------------------|------------------------|--|
| | | 繰り入れ | | 繰り出し | |
| | | 決算額 | 概要 | 決算額 | 概要 |
| (財)医療機器センター | 21' | - | | - | |
| | 22' | - | | - | |
| (公財)テクノエイド協会 | 21' | 3,300,000円 (一般会計) | 会議開催等に必要な経費について一時的に繰り入れ | 3,300,000円 (一般会計) | 繰り入れ額の精算 |
| | 22' | 4,000,000円 (一般会計) | 会議開催等に必要な経費について一時的に繰り入れ | 4,000,000円 (一般会計) | 繰り入れ額の精算 |
| (財)歯科医療研修振興財団 | 21' | - | | - | |
| | 22' | - | | - | |
| (財)日本救急医療財団 | 21' | - | | ※△ 160,000,000円 (一般会計) | 平成21年11月25日医政発1125第5号「内部留保の水準の適正化等について」により、内部留保を改善するため、基本財産への組入を行った。 |
| | 22' | - | | △ 1,304,540円 (退職手当特会) | 退職給付引当金として退職手当特別会計に繰入を行った。 |
| (財)東洋療法研修試験財団 | 21' | - | | ※△ 170,000,000円 (一般会計) | 内部留保水準の適正化のため基本財産へ繰り入れ |
| | 22' | - | | - | |
| (財)柔道整復研修試験財団 | 21' | - | | △ 70,000,000円 (一般会計) | 内部留保水準の適正化のため基本財産へ繰り入れ |
| | 22' | - | | - | |
| (財)医療研修推進財団 | 21' | - | | △ 90,000,000円 (一般会計) | 内部留保水準の適正化のため基本財産へ繰り入れ及び一般会計のシステム引当預金のため繰り出し |
| | 22' | 40,000,000円 (一般会計) | 借入金の返還のため繰り入れ | △ 2,336,400円 (一般会計) | 賞与引当金の繰り出し |

公益財団・一般財団法人への移行申請の状況について

| | 移行状況(A) | | | 手続き状況(B) | | | 一般財団への移行申請の考え方、審査状況等について(C) |
|---------------|----------------|-----------|-----|-----------|-----------|-----------------|--|
| | 公益財団 | 一般財団 | 申請中 | 移行申請日 | 内閣府答申 | 登記日 | |
| (財)医療機器センター | ○ | - | ○ | H24.2.2 | - | - | |
| (公財)テクノエイド協会 | ○ (H23.7.1) | - | - | H22.12.27 | H23.6.23 | H23.7.1 | |
| (財)歯科医療研修振興財団 | - | ○ (答申) | - | H23.12.13 | H24.2.23 | H24.4.1 (予定) | 歯科医師臨床研修等事業を「継続事業」とし移行認可の申請を行い、H24.2.23に一般財団の認可基準に適合する旨の答申がなされた。なお、指定試験事業については、公益事業であるものの、収支相償を満たさない年度も考えられることから事業の機動性を優先し、その他事業として整理している。 |
| (財)日本救急医療財団 | - | ○ (答申) | - | H23.10.3 | H23.12.22 | H24.4.1 (予定) | 平成23年4月19日第45回臨時理事会・評議員会において、厚生労働大臣の指示による「国における指定試験機関等の適正化のため、指定機関を一元化する方向で、関係団体との調整に入り、段階的に実施する」ということもあり、「公益認定基準」のうちの「公益目的事業費率が50/100以上」という要件を欠くこととなるおそれがあり、「公益財団法人」の認定が取り消される可能性があるとして、一般財団法人へ移行することが決議され、10月3日に内閣府へ移行申請し、12月22日に認可基準に適合すると答申があり、3月21日に「認可書」が交付される予定で、4月1日付けで登記申請を行う予定である。 |
| (財)東洋療法研修試験財団 | ○ (答申) | - | - | H23.10.31 | H24.2.3 | H24.4.1 (予定) | |
| (財)柔道整復研修試験財団 | ○ (答申) | - | - | H23.11.7 | H24.2.3 | H24.4.1 (予定) | |
| (財)医療研修推進財団 | ○ (答申) | - | - | H23.11.29 | H24.2.15 | H24.4.1 (予定) | |

採点除外等の取扱いをした問題の状況について

| | 19年 | | | | 20年 | | | | 21年 | | | | 22年 | | | | 23年 | | | | 「その他」の内訳(E) |
|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|--|
| | 採点除外 (A) | 複数正解 (B) | その他 (C) | 問題総数 (D) | 採点除外 (A) | 複数正解 (B) | その他 (C) | 問題総数 (D) | 採点除外 (A) | 複数正解 (B) | その他 (C) | 問題総数 (D) | 採点除外 (A) | 複数正解 (B) | その他 (C) | 問題総数 (D) | 採点除外 (A) | 複数正解 (B) | その他 (C) | 問題総数 (D) | |
| 臨床工学技士 | 2 | 2 | | 180 | 3 | | | 180 | 2 | | | 180 | | 3 | | 180 | | 2 | | 180 | |
| 義肢装具士 | | | | 100 | | 1 | | 100 | 1 | | | 100 | | | | 100 | | 1 | | 100 | |
| 歯科衛生士 | | | | | 1 | 2 | | 200 | | | | | 1 | 1 | | 200 | 1 | 1 | | 220 | |
| 救急救命士 | 0 | 0 | 0 | 200 | 1 | 3 | 0 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 | 0 | 0 | 200 | 0 | 1 | 2 | 400 | 23年計上分 2問について、第34回1問、第34回追加1問で、内容は同じ。「問題としては適切であるが、必修問題としては妥当でないため、正解した受験者については採点対象に含め、不正解の受験者については採点対象から除外とした。」 |
| 言語聴覚士 | | 1 | | 200 | 1 | | | 200 | 1 | 1 | | 200 | | 2 | | 200 | 1 | 2 | | 200 | |
| あん摩マッサージ師 指圧 | 1 | | | 150 | | | | 150 | | 1 | | 150 | | | | 150 | | 2 | | 150 | |
| はり師 | | 3 | | 150 | | | | 150 | | | | 150 | | 1 | | 150 | | | | 150 | |
| きゆう師 | | 3 | | 150 | | 2 | 1 | 150 | | | | 150 | | 1 | | 150 | | | | 150 | 20年計上分は1問について、普通文字、点字問題は適正であったが、拡大文字、超拡大文字問題の選択肢については正解がないため、両問題の全選択肢を正解とした。 |
| 柔道整復師 | 1 | 3 | | 230 | | 2 | | 230 | | | | 230 | | 1 | | 230 | 6 | | | 230 | |

注)・「採点除外(A)」欄には、採点対象から除外した問題数を、「複数正解(B)」欄には、正規の正解肢以外の選択肢も正解として取り扱うこととした問題数を記載。

手数料の収支内訳について

受 験 手 数 料

| | | 臨床工学技士 | 義肢装具士 | 歯科衛生士 | 救急救命士 | 言語聴覚士 | あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師 | 柔道整復師 |
|---------|--|---|---|---|---|--|--|--|
| 収 入 | 単員金 | @30,800円 2,000人 61,600千円 | @59,800円 209人 12,498千円 | @14,300円 6,632人 94,838千円 | @30,300円 2,649人 80,265千円 | @34,000円 2,808人 95,471千円 | @11,600円 12,529人 145,336千円 | @16,500円 7,240人 119,460千円 |
| | 員数の根拠 | 過去3年の出願者数平均(1,979名)及び今後の動向を踏まえ推計。 | 卒業見込者数(養成校へ確認)＋過去5年の再受験者数平均より推計 | 過去3年の平均受験者数 | 過去3年間の平均受験者数 | 新卒受験者数については、各養成所・学校の過去2年間の年度定員に対する充足率で算出及び既卒受験者数については、過去2年間の不合格者数の平均で算出 | 過去3年間の平均受験者数の平均伸率等により推計 | 過去3回の受験者数の平均 |
| 支 出 計 | | 61,631千円 | 12,498千円 | 95,297千円 | 80,262千円 | 95,471千円 | 145,336千円 | 119,460千円 |
| 人 件 費 計 | | 23,900千円 | 4,405千円 | 20,377千円 | 22,679千円 | 25,167千円 | 52,165千円 | 52,080千円 |
| 支 出 | 給与等 福利厚生費 保険料 事業主負担 退職手当準備金等 | 試験事業部長 100% 1名 試験事業課長 100% 1名 本部員 2% 17名 | 試験研修部長 12.5% 1名 試験研修課長 25% 1名 試験研修係員 25% 1名 | 試験登録部長 100% 1名 係員 100% 1名 | 試験免許部長 70% 1名 部長代行 50% 1名 調査役 100% 1名 一般職員 70% 1名 | 理事長 15% 1名 常務理事 5% 1名 事務局長 20% 1名 総務部長 20% 1名 総務部主任 10% 1名 総務部係員 10% 1名 システム開発部主任 10% 1名 試験登録部長 80% 1名 試験登録課長 90% 1名 試験登録部係員 40% 1名 | 事務局長 70% 1名 総務部長 70% 1名 業務部長 100% 1名 室長 10% 1名 課長補佐 35% 1名 係員 57.5% 4名 | 事務局長 80% 1名 総務部長 30% 1名 試験部長 90% 1名 主任 90% 1名 試験担当職員 90% 1名 職員 70% 4名 |
| | 物件費計 | 37,731千円 | 8,093千円 | 74,920千円 | 57,583千円 | 70,304千円 | 93,171千円 | 67,380千円 |
| 支 出 | 委員手当 | 4,768千円 試験委員手当 | 1,550千円 試験委員手当 | 2,475千円 試験委員手当 | 6,516千円 救急救命士試験委員会委員手当 | 5,296千円 試験委員手当 | 6,985千円 試験委員手当 | 5,691千円 試験委員手当 |
| | 諸謝金 | 3,004千円 問題作成謝金 事前打合せ謝金 試験監督員謝金 | 480千円 問題作成謝金 | 8,372千円 問題作成謝金 試験監督員謝金 | 4,370千円 問題作成謝金 ワークショップ講師謝金 ブラッシュアップ部会謝金 出題基準委員会謝金 | 3,190千円 問題作成謝金 | 5,204千円 問題作成謝金 試験実施員 点字解答墨字転記 | 3,266千円 問題作成謝金 |
| 支 出 | 委員旅費 | 2,756千円 試験委員会旅費 事前打合せ旅費 | 1,976千円 試験委員会旅費 | 5,081千円 試験委員会旅費 | 4,993千円 試験委員会出席旅費 ワークショップ出席旅費 ブラッシュアップ部会出席旅費 出題基準委員会出席旅費 | 3,966千円 試験委員会旅費 | 4,839千円 試験委員会旅費 点字解答墨字転記旅費 | 2,245千円 試験委員会旅費 |
| | 旅費 | 1,173千円 試験本部派遣旅費 試験監督員旅費 試験会場打合せ旅費 | | 1,134千円 試験本部旅費 試験監督員旅費 | 1,295千円 事前打ち合わせ会議出席旅費 役員委員会等出席旅費 試験監督責任者派遣旅費 試験監督責任者派遣旅費 | 1,300千円 試験委員会等事務連絡旅費 試験監督責任者派遣旅費 試験会場借用施設事務連絡旅費 | 4,183千円 試験打合せ旅費 試験監督責任者派遣旅費 試験会場借用事務連絡旅費 | |
| 支 出 | 物件費 | 26,030千円 | 4,087千円 | 57,858千円 | 40,409千円 | 56,552千円 | 94,556千円 | 81,132千円 |
| | 庁費 | 試験会場借料 会議室借料 試験問題等運搬費 合格通知等発送費 問題、答案用紙印刷費 会議費 会議費 図書購入費 事務室借料 | 試験会場借料 事務所借料 コピー機リース料 会議費 通信運搬費 印刷費 派遣職員賃金 その他 | 試験会場借料 会議室借料 事務室借料 試験実施事務経費 問題、答案印刷製本 通信運搬費 会議費 コンピュータ経費 消耗品 その他 | 試験会場借料 会議室借料 事務所借料 印刷製本費 通信運搬費 コンピュータ経費 一般経費 雑役務費 計器備品購入費 | 試験会場借料 会議室借料 事務所借料 光熱水料 問題、答案印刷製本 受験案内、願書製本 機器借用料 試験監督員業務委託費 国家試験システム保守・運用業務費 国家試験電算処理業務費 会議費 図書購入費 通信運搬費 その他 | 試験会場借料 会議室借料 試験問題運搬費 墨字問題、答案印刷製本 点字・CD問題作成 会議費 図書購入費 光熱水量 事務室借料 試験監督業務委託費 試験願書、採点処理業務委託 その他 | 試験会場借料 会議室借料 事務所借料 会議費 試験問題、答案印刷費 受験案内、願書印刷費 受験票・成績等通知書送付費 試験会場備品送付費 国家試験電算処理費 消耗品費 コピー機、電話機リース料 光熱水料 什器備品購入費 その他 |
| そ の 他 | | | | | | | △ 22,596千円 | △ 24,954千円 |
| | | | | | | | 余剰金適正化による見直し | 余剰金適正化による見直し |

手数料の収支内訳について

登 録 手 数 料

| | | | 歯科衛生士 | 救急救命士 | 言語聴覚士 | あん摩マッサージ 指圧師 はり師・きゅう師 | 柔道整復師 | |
|--|-------|-----------|---|---|--|--|---|-------------------------------|
| 収入 | 手数料収入 | 単員金 | 価 数 額 | @4,750円 6,736人 31,996千円 | @6,800円 2,181人 14,831千円 | @8,000円 1,594人 12,752千円 | @5,200円 9,097人 47,304千円 | @4,800円 5,855人 28,104千円 |
| | | 員 数 の 根 拠 | 過去3年の平均登録者数 | 過去3年間の平均登録者数 | 過去2年間の新卒及び既卒の平均合格率により算出 | 過去3年間の平均登録者数の平均伸率等により推計 | 年度平均受験者数 | |
| 支 出 計 | | | 32,242千円 | 14,878千円 | 12,752千円 | 47,322千円 | 26,335千円 | |
| 人 件 費 計 | | | 15,345千円 | 10,117千円 | 4,541千円 | 21,818千円 | 7,815千円 | |
| 給 与 等 福 利 厚 生 費 保 険 料 事 業 主 負 担 退 職 手 当 準 備 金 等 | | | 試験登録部長 77% 1名 係員 77% 1名 | 試験免許部長 20% 1名 調査役 91% 1名 一般職員 30% 1名 | 試験登録部長 15% 1名 試験登録課長 10% 1名 試験登録部係員 40% 1名 | 事務局長 8% 1名 総務部長 8% 1名 室長 70% 1名 課長補佐 8% 1名 係員 35% 2名 | 事務局長 9% 1名 総務部長 9% 1名 試験部長 9% 1名 主任 9% 1名 登録担当職員 28% 1名 職員 9% 4名 | |
| 支 出 | | | 16,897千円 | 4,761千円 | 8,211千円 | 25,504千円 | 18,520千円 | |
| 物 件 費 計 | | | 16,897千円 | 4,761千円 | 8,211千円 | 25,504千円 | 18,520千円 | |
| 庁 費 | | | 免許証印刷費 登録済証明書印刷費 免許申請書印刷費 登録台帳印刷費 登録済証明書発送費 免許証明書発送費 コンピュータ経費 消耗品 その他 | 事務所借料 印刷製本費 通信運搬費 コンピュータ経費 一般経費 雑役務費 | 事務室借料 免許証印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務室借料 免許証印刷費 免許申請書印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務所借料 免許証・登録証印刷費 登録申請書印刷費 免許証作成・登録電算処理費 切手購入代 コピー機・電話機リース代 申請書保管料 派遣職員経費 | |

手数料の収支内訳について

書 換 手 数 料

| | | 歯科衛生士 | 救急救命士 | 言語聴覚士 | あん摩マッサージ 指圧師 はり師・きゅう師 | 柔道整復師 |
|---------|-------|---|--------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 収 入 | 単員金 | 価 数 額 @2,850円 2,939人 8,376千円 | @4,300円 130人 559千円 | @4,600円 546人 2,512千円 | @3,100円 1,840人 5,888千円 | @3,700円 284人 1,051千円 |
| | 員数の根拠 | 過去3年の平均書き換え者数 | 過去3年間の平均書換者数 | 過去3年間の書換件数の平均で算出 | 過去3年間の平均書換件数の平均伸率等により推計 | 年度平均書換者数 |
| 支 出 計 | | 8,429千円 | 562千円 | 2,512千円 | 5,720千円 | 1,212千円 |
| 人 件 費 計 | | 3,797千円 | 508千円 | 1,512千円 | 2,304千円 | 378千円 |
| 人件費 | | 試験登録部長 19% 1名 係員 19% 1名 | 調査役 7.5% 1名 | 試験登録部長 5% 1名 試験登録部係員 19.5% 1名 | 事務局長 1% 1名 総務部長 1% 1名 室長 7% 1名 課長補佐 1% 1名 係員 5% 2名 | 事務局長 1% 1名 総務部長 1% 1名 試験部長 1% 1名 主任 1% 1名 登録担当職員 2% 1名 職員 1% 4名 |
| 支 出 | | 4,632千円 | 54千円 | 1,000千円 | 3,416千円 | 834千円 |
| 物 件 費 計 | | 免許証明書印刷費 再交付申請書印刷費 免許証明書発送費 再交付申請書発送費 コンピュータ経費 その他 | 印刷製本費 コンピュータ経費 | 免許証印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務室借料 免許証印刷費 書換申請書印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務所借料 免許証用紙印刷費 書換申請書印刷費 免許証発送費 免許証作成費 |
| 庁 費 | | | | | | |

手数料の収支内訳について

再 交 付 手 数 料

| | | 歯科衛生士 | 救急救命士 | 言語聴覚士 | あん摩マッサージ 指圧師 はり師・きゅう師 | 柔道整復師 |
|--------|-------|---|-------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 収 入 | 単員金 | 価 数 額 @3,100円 478人 1,482千円 | @5,000円 22人 110千円 | @4,800円 11人 53千円 | @3,300円 780人 2,574千円 | @4,000円 127人 508千円 |
| | 員数の根拠 | 過去3年の平均再交付者数 | 過去3年間の平均再交付者数 | 過去3年間の再交付件数の平均で算出 | 過去3年間の平均再交付件数の平均伸率等により推計 | 年度平均再交付者数 |
| 支 出 計 | | 1,488千円 | 111千円 | 53千円 | 2,577千円 | 554千円 |
| 人件費計 | | 735千円 | 102千円 | 27千円 | 963千円 | 169千円 |
| 人件費 | | 試験登録部長 4% 1名 係員 4% 1名 | 調査役 1.5% 1名 | 試験登録部係員 0.5% 1名 | 事務局長 1% 1名 総務部長 1% 1名 室長 3% 1名 課長補佐 1% 1名 係員 2.5% 2名 | 事務局長 0% 1名 総務部長 0% 1名 試験部長 0% 1名 主任 0% 1名 登録担当職員 2% 1名 職員 0% 3名 |
| 支 出 | | 753千円 | 9千円 | 26千円 | 1,614千円 | 385千円 |
| 物件費計 | | 免許証明書印刷費 再交付申請書印刷費 免許証明書発送費 再交付申請書発送費 コンピュータ経費 その他 | 印刷製本費 コンピュータ経費 | 免許証印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務室借料 免許証印刷費 書換申請書印刷費 免許証発送費 登録電算事務処理費 その他 | 事務所借料 免許証用紙印刷費 再交付申請書印刷費 免許証発送費 免許証作成費 |
| 庁 費 | | | | | | |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財)医療機器センター |
|-----------------------------------|--|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <p>現在の実施体制のメリットとして、それぞれの職種の活動状況、人材等の現状や動向をよく知っている団体が、それぞれの試験を実施しているため、時代の要請の変化による出題基準の改定等を含め、的確な試験の実施に役立っている。一つの団体にこれらの試験を統合することは、効率性ではメリットになると思われるが、担当者が幾つかの試験業務を兼務することになるので、きめ細かな対応は困難となる。試験ごとに担当を別にするのであれば現行の体制と同じで、統合のメリットはなくなる。団体の管理部門等に係る負担については統合にメリットがあるが、当財団のように他の事業も併せ行っている団体にとっては、もともと試験事業における管理部門の負担は小さいので統合のメリットはほとんど無い。効率的な試験事務の実施という点では、統合によらなくても、定期的な実施機関の見直し等により担保できると思われる。</p> <p>当財団は、臨床工学技士制度の誕生前から関係の学会等と連携して制度の必要性の検討等を行ってきており、現在においても関係の学会と連携して透析技術認定士の認定業務、呼吸療法認定士の認定業務、医療機器安全基礎講習会の実施などの臨床工学技士の研修に役立つ事業を行っているとともに、医療機器に関するシンクタンク事業など医療機器自体の知見も豊富に有しており、これが国家試験の実施において最も重要となる試験問題の作成に役立っている。もし他の団体に試験事務を統合した場合には、その後はこれらのノウハウは得られないこととなる。</p> <p>当財団が、他の試験も併せ行うことについては不可能ではないが、試験規模に応じて当該職種の内容を熟知したある程度の専任者が必要となると思われるので、これにより受験手数料を大きく減額することは困難と思われる。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <p>例えば受験の申込、試験会場の設定、試験の監督等、試験の実施自体の統合が考えられるが、試験事務全体を同一機関で行うのに較べて、情報の連絡等のオーバーヘッドを生じること、会場借料、試験監督員の人件費等は削減できずそれらに伴う事務作業についても、現状でも試験作成業務の空いた時間を活用しているため、集約化しても効率化にはあまり貢献せず、むしろ一カ所で実施するとなるとこれらの各試験はほとんどが春期に集中しているため、その期間だけにリソースが必要となるなど効率化に反することとなる可能性がある。</p> <p>とくに、前記のように試験問題の作成機関の統合はデメリットが大きいので、それ以外の部分を統合しても全体としての統合メリットはあまり無いと思われる。</p> |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <p>平成21年度より試験問題作成についてOA化を導入し、試験問題選定、試験問題決定、試験問題検討及び試験問題検閲の各会議において、これまで印刷物を使用していたが、OA化の導入により用紙の節約とコピー機使用料の縮減につながった。</p> |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (公財)テクノエイド協会 |
|-----------------------------------|---|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <p>設立時の基本財産446,400千円のうち9割以上を4団体の出資により設立された。特に義肢協会は、義肢製作を行う零細事業者300社が各百万円を拠出したもので、総額3億円もの多額な出資となっている。当協会が義肢装具士国家試験業務を行わなくなることについて、義肢協会の合意を得るのは困難である。(出資金の返還を求められることになりかねない)また、4団体の代表者が理事となっており、理事会でも合意を得るのは困難である。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <p>国家試験業務は、試験委員の選任から試験問題の作成、実施、合否判定、合格発表までの流れがあるが、守秘義務が問われる国家試験において、その性格や内容及び受験対象者が異なるこれらの業務の一部を集約実施することは実際上不可能である。指定事務の一部を集約して実施することは、運営上の困難を招くデメリットのほうが大きいと思われる。したがって、現在の小規模団体で一試験業務を行うほうが国家試験業務のリスクを少なくするものと思われる。</p> |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <p>義肢装具士国家試験は、受験者が200人程度と極端に少ないため、収入が少なく収支相償により実施していることから積立金は保有していない。平成23年度の受験手数料は、65,900円から59,800円に引き下げたが、その際の人件費の見込みは、職員の業務按分により4,405千円に抑えており、これ以上の効率化は困難である。なお、今後、受験者の増加により収入が増加した場合は、その都度受験料の引き下げができるか検討することとしたい。</p> |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財) 歯科医療研修振興財団 |
|-----------------------------------|---|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <p>統合については、賛成出来ない。統合により事務所を集約化させることで、移転や退去費用など莫大な統合化費用がかかる。本財団の理事・評議員はその分野の専門家で構成されており、理事会・評議員会では活発な専門的討議の上、重要な意思決定、業務執行が行われている。統合によりそれぞれの分野の専門家が一同に会し理事会・評議員会が開催されると、会議の收拾がつかなくなったり、さらに本来の機関の役割が果たせず運営上も問題が生じる恐れがある。出捐金の扱いに苦慮。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <p>試験処理等の業務を共同入札で実施することにより、効率化が見込まれる。</p> |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・試験登録部職員の削減。(5名→4名)将来は3名の予定。 ・総務研修部職員の削減。(4名→3名) ・試験会場の監督業務を平成18年度から入札方式に変更。 ・試験問題の印刷を一般競争契約にする。 |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財)日本救急医療財団 |
|-----------------------------------|---|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <p>「試験委員会」(救急医療に関して専門的な知識・経験を有し、医療全体、特に、救急医療に携わっているもので構成)は、医療の高度化に対応し、質の高い試験問題を作成するためには年6回の開催は必要であること等試験実施等に必要な事務(試験委員会の開催事務、試験の受付事務、試験実施事務、免許登録事務等)全体の業務量が少なくなることは基本的には考えられないことから、「他の団体が一括して実施」などしても、それほどの効果はないのではないかと考えること。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <p>「国家試験問題の印刷、梱包、配送業務」や「試験監督員業務」等の国家試験業務について、共同で一括契約することが可能であれば、業務の効率化、事務経費の縮減が図られると考えていること。</p> |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・従来から、「試験監督業務」は、一般競争入札を実施し、事務経費の縮減に努めてきたところである。 ・今後の課題としては、国家試験問題の印刷業務の一般競争入札の実施による事務経費の縮減が図られるのではないかと考えている。 |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財)東洋療法研修試験財団 |
|-----------------------------------|--|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <p>1 当財団の設立に当たっては、東洋療法に関する7団体が中心となって多額の資金を拠出し、この法律の改正及び財団設立の推進役となり、一致して政界、行政に強く要望し、当該法律が成立したものであり、他の指定試験・登録機関との統合は、関係7団体から強い反発が懸念される。</p> <p>2 理事会・評議員会、試験委員会及び各種委員会は、東洋医学に関して専門的な知識、経験を有する者で構成されているため、他の団体と統合しても、これらの会議を集約することは不可能であり、効率化は図れない。</p> <p>3 当財団の国家試験は、晴眼者と視覚障害者に分かれ、試験会場は晴眼者6～10会場、視覚障害者は各都道府県で実施している。特に、視覚障害者の試験については、普通文字、拡大文字、超拡大文字、点字による問題の受験を認めているが、その他に補助的方法として、試験問題を録音したデイジーCDの使用又は教官による試験問題の読み上げ方式との併用、拡大読書器等の読書補助具の使用点字タイプライター等の筆記具の使用、電気スタンド照明器具の使用等を認めている。</p> <p>このように、試験方法は個々の受験者の身体条件や障害程度によって対応方法が全く異なる。これらのノウハウは一朝一夕に身につくものではなく、長年の国家試験実施の中で培った知識及び経験の上に蓄積されたものであり、仮に統合しても、他の指定試験・登録機関と試験方法等が異なることから、合理化、効率化を図ることは困難である。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <p>国家試験処理業務を共同入札することにより効率化及び経費削減が見込まれる。</p> |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <p>平成18年度より国家試験監督業務委託を一般競争に変更したことにより、試験事務経費約400万円の縮減を達成した。</p> <p>平成24年度より国家試験問題印刷を随意契約から一般競争契約に変更する。</p> |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財)柔道整復研修試験財団 |
|-----------------------------------|--|
| 指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて | <ul style="list-style-type: none"> ・関連団体からの出損金等、財団設立の経緯が区々であること。 ・大型法人では、評議員等も大型化せざるを得ないことから、内部統制が混乱、又は逆に形骸化することがあると思われること。 ・内部統制の混乱または形骸化を回避するために役員を常勤化するとすれば、経営の問題も発生すること。 ・大型化による漏えいリスクの増を抱えるのは避けたいこと。 <p>以上により統合は疑問。</p> |
| 指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて | <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門は削減を重ね、最小限の人員で試験委員会等の事務を行っている。異なる職種の試験委員会等の事務を担当するには、増員なしには困難と思われるので、次の対応が現実的。 ・財団間で協議会を組織し、諸問題の意見交換・解決を図る。例えば、契約事務において、スケールメリットを活かした共同契約による経費スリム化を実現する。 ・SD(staff development)により、個々では困難な事務局員の能力開発によるレベルアップを行い、以て事務効率を上げていく。 |
| 指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に受験手数料を見直し、24年3月の国家試験に反映させ、利用者負担軽減を図った。 ・平成23年度より国家試験監督業務委託を複数年契約の一般競争を実施し、委託費の改善を行った。(受験者数100人当たりの委託費 △約14,000円) ・平成23年度、事務局業務の見直しを行い、事務局員を1名削減。 ・試験問題印刷発送について、国立印刷局依存を見直し、一般競争実施によるコスト削減を検討する。 |

指定試験機関・指定登録機関事業の統合等についての各指定法人の意見

| 主な論点 | (財)医療研修推進財団 |
|--|--|
| <p>指定試験・登録機関を一つの団体に統合することについて</p> | <p>統合については</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各財団の理事及び評議員は各分野の専門家で構成されており、重要な意志決定、業務執行が行われている。統合により各分野の専門家により理事会等が開催された場合は合意調整が難しくなり業務に支障をきたすことになる。 ・統合した場合は、現在の事務所等が狭隘になるため、新たな事務所のために移転や退去費用等に多額の経費が必要となる。 ・各試験システム等は個別に独立しているため、新たなシステムを構築することになれば、多額の開発費用がかかる。 ・試験業務を統合した場合は、試験業務以外の公益事業の実施が困難となる。 <p>以上より、統合については賛成できない。</p> |
| <p>指定事務の一部を集約化して一つの団体で一括して実施することについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・試験監督員の確保(業務委託)や試験問題印刷・採点処理業務等のアウトソーシングの一括契約によるコスト削減が図られる。 |
| <p>指定試験・登録事務の効率化への取り組み状況について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・23年度に受験手数料を見直し、平成24年2月実施の試験分に反映させ、利用者負担の軽減を図った。 ・平成18年度より国家試験監督業務委託を一般競争を行い経費の縮減を行った。 |